

## ■ 統括指示医師

民間MC医師、民間MD医師の役割と  
認定制度について

# 民間救急救命士活動における病院前救護統括体制認定機構

全国メディカルコントロール協議会

県メディカルコントロール協議会

地域メディカルコントロール協議会

参加・情報共有  
届け出

現状の地域MC体制

○市消防本部

△市消防本部

消防機関

××病院

○×町役場

医師の統括ある機関

△市立○○小学校

○×警備株式会社

医師の統括ない機関

民間を含めた地域MC体制

紹介

救急専門医派遣

メディカルコントロール医師あるいは  
メディカルディレクター医師の派遣  
(日本医師会・日本救急医学会・  
日本臨床救急医学会)

- (一社)病院前救護統括体制認定機構**
1. 消防に属さない救急救命士の再教育・認定
  2. 消防に属さない救急救命士活動施設・所属施設の認定
  3. 指導医師(MD)の認定
  4. 事故時の安全保障体制

- ① 統括医師のいる組織・企業・団体は、地域MCに届け出・併せて機構に登録する。
- ② 統括医師のいない組織・企業・団体・個人は病院前救護統括体制認定機構に施設認定を受ける。
- ③ 各地域MCに活動に際して届け出と報告を行う。
- ④ 定期的に各県MCへ活動報告を行う。
- ⑤ 毎年全国MCに参加・情報共有する。

登録 ↓      認証 ↑      登録 ↓      認定医の承認

# 病院前救護統括体制メディカルディレクターの役割

## MCコア業務

A

### 再教育体制の整備

- ・病院実習の実施
- ・救急救命士の再教育の実施
- ・マニュアルの策定
- ・トリアージ、医療機関選定基準の修正

P

### プロトコルの策定

- ・救急救命処置
- ・緊急度・重症度判断
- ・医療機関選定基準
- ・搬送手段の選択

D

### 医師の指示、指導・助言体制

- ・特定行為の指示
- ・処置の指導・助言
- ・病院選定への助言

C・S

### 事後検証の実施

- ・救急活動記録表の検討
- ・救急救命処置の効果検証
- ・症例検討会の実施
- ・搬送後の評価・分析

## MDコア業務

### 地域MC体制との密接な連携の構築

マスギャザリングイベント  
地域包括ケアシステムの構築  
病院内救急車の運行  
民間救急による搬送力の確保  
ドクヘリ、ドクターカー  
役場救急など

# 病院前救護統括体制下で民間救急救命士に指示する医師とは

## 医療統括指示体制の指示医師（メディカルディレクター：MD）の役割

医療機関における病院マネジメントの責任は病院長が有しているが、診療施設を有さないも、病院前医療において医学的な質の担保はすべて民間メディカルディレクターにある。

メディカルコントロール医師の行う医療の質の担保（指示・指導・事後検証）以外にも環境の整備、民間救急救命士を雇用の責任、民間救急救命士が活動する際の消防機関との連携、とくに地域MC協議会との密接な連携の確立、救急救命士の研修内容や病院での再教育、2年間128時間の生涯教育の内容の選定や認定などが民間MDの仕事となる。

# 民間メディカルディレクターの業務（例）

- a) 救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条に規定される具体的指示
- b) 救急現場及び搬送途上における傷病者の重症度・緊急度判断に関する助言
- c) 救急現場及び搬送途上における傷病者の救急救命処置に関する助言
- d) 傷病者収容時における医療機関の選定や医療機関への症状の説明に関する助言
- e) 消防に属さない救急救命士の活動記録に対する事後検証と活動への改良・調整
- f) 消防に属さない救急救命士の病院研修の実施とその評価
- g) 消防に属さない救急救命士の現場活動の評価
- h) 消防に属さない救急救命士の現場活動プロトコルの作成と定期的な見直し
  - i) 消防に属さない救急救命士の2年間128時間の生涯教育の内容の選定
- j) 消防に属さない救急救命士への病院内医療統括体制等、救護救急体制の問題改善
- k) 病院救急救命士の免職ならびに採用にかかわる問題
- l) その他の救急救命士の活動にかかわる諸問題の解決
- m) 地域MC協議会との綿密な関係性の構築と継続

# 包括医療指示医師（民間MC医師）に関する要件

## 資格要件

1. 医師免許取得後、5年以上であること。
2. 日本救急医学会、日本臨床救急医学会、日本医師会、日本集団災害医学会、日本病院前診療医学会、日本航空医療学会、日本病院前救急救命学会、日本救急看護学会、日本旅行学会、日本救護救急学会、全国救急救命士教育施設協議会のいずれかの会員であること。日本救急医学会の実施するメディカルコントロール研修ならびに日本救急医療財団の行う「病院前救急医療体制における指導医等研修の受講または講義の経験があること。
3. 日本救急医学会の実施する「メディカルコントロール医師に対する研修」の受講または講師、あるいは日本臨床救急医学会・厚生労働省・日本救急医療財団の行う「病院前救急医療体制にかかわる研修」などの受講または講義の経験があることが望ましい。
4. 次のいずれか一つに該当すること。
  - 1) 医師免許取得後の救急車同乗を通じて、救急隊員が現場及び搬送途上で行う業務を熟知していること。
  - 2) 消防学校での救急隊員教育または、救急隊員を対象とする救急救命士養成所での救急救命士教育において、講義（基礎に関する科目を除く。）もしくはシミュレーションの教授経験を有する事。
  - 3) 病院前救急現場での医療経験があること。
  - 4) 消防機関の指示・指導医として委嘱され、オンライン・メディカルコントロールの直接的指示や事後検証・プロトコールの策定を行ったことがあること。

### 【職務】

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十四条に規定する具体的指示

救急現場及び搬送途上における傷病者の重症度・緊急度判断に関する助言

救急現場及び搬送途上における傷病者の救急救命処置に関する助言

傷病者収容時における医療機関の選定や医療機関への症状等の説明に関する助言

その他 搬送先及び救急隊に対する業務遂行上必要な指示と助言

救急救命士の活動記録に対する事後検証とフィードバック

救急救命士の病院研修の実施とその評価

救急救命士の現場活動の評価

救急救命士の現場活動プロトコールの作成と定期的な見直し

救急救命士の資質やEMSシステム改善にかかわる問題等

救急救命士の免職ならびに採用にかかわる問題

その他の救急救命士の活動にかかわる諸問題の解決

# 病院前救護統括体制下でのメディカルディレクターの役割

## 消防機関に属さない救急救命士の医療統括体制協議会の主な業務

### オンライン医療統括体制

1. 業務時間中の救急救命士に対する指示・助言のための指導医師との連絡体制の確保

### オフライン医療統括体制

#### 1. 記録様式の作成

- ① 救急活動記録（4枚綴りとする。1:所属機関、2:引き継いだ医療機関、3:引き継いだ救急隊4:事後検証用）
- ② 救急救命処置録（2枚綴りとする。1:所属機関、2:事後検証用）
- ③ 事後検証票（観察結果、時間経過等必要事項を正確に記載するとともに、心電図記録を添付すること）

#### 2. 事後検証の実施

#### 3. プロトコールの作成

4. 救急救命士の教育研修体制の確保（病院実習・救急車同乗実習や、オフザジョブトレーニングの環境の提供）
5. 傷病者の円滑な医療機関への受け入れ、地域消防機関（救急隊）への引き継ぎ体制に係る調整

## 指導医師による特定行為の指示体制

フィールド	特定行為の指示医師
(病院) ドクターカー、ドクターヘリ	同乗している医師からの直接指示
(病院) 転院搬送 等	所属機関の医師からのオンライン指示
企業、学校、 民間救急搬送会社 等 (※)	所属機関の医師からのオンライン指示 その場にいる場合は医師からの直接指示 (場合により地域の医療機関に委託)

業務によっては属する都道府県を越えて、活動することがあるが、原則として、属する都道府県メディカルコントロール協議会のもと、および自身の医療統括体制協議会のもとで活動を行う。ただし、活動する地域の地域メディカルコントロール協議会とも可能な限り協議を行い、適正な医療の確保に努める。（救急救命士法第45条）

# 病院前救護統括体制下で民間救急救命士に指示する医師とは

## 医療統括指示体制の指示医師（メディカルコントロール医師）の役割とは

民間救急救命士を利活用する際にも、消防機関の医療統括体制と同様に民間メディカルコントロール医師による指示指導・助言体制の確保と、活動プロトコルの策定、事後検証や活動の記録保存、継続教育の実施などが重要となる。医師法や保助看法、さらに救急救命士法を準拠し、傷病者へのインフォームドコンセントのもとに救急救命処置が正しく実施されることが望ましい。



# 病院前救護統括体制認定機構における 民間MC医師認定要件

1. 医師免許を有すること。 (取得後5年以上)
2. 日本救急医学会、日本臨床救急医学会、日本医師会、日本集団災害医学会、日本病院前診療医学会、日本航空医療学会、日本病院前救急救命学会、日本救急看護学会、日本旅行学会、日本救護救急学会、全国救急救命士教育施設協議会のいずれかの会員であること。 (必須)
3. 病院前救護統括体制認定機構の行う民間MC医師指定講習 (3時間) の受講を修了していること。 (必須)
4. 日本救急医学会の実施する「メディカルコントロール医師に対する研修」の受講または講師、あるいは、日本臨床救急医学会・厚生労働省・日本救急医療財団の行う「病院前救急医療体制にかかわる研修」などの受講が修了していること、又は講義の経験があることが望ましい。  
(同等経験については当機構にて審査)
5. 病院前救急医療のメディカルコントロール経験の以下のいずれかに該当すること  
(\* 次ページに詳細)

# 病院前救急医療のメディカルコントロール経験の以下のいずれに該当すること

## 各種メディカルコントロールの経験

(MC協議会での役職・業務) 救急隊員教育歴、病院前救急現場の医療経験・消防機関の指導医歴・病院前救護の現場 医療経験など)

(ア)メディカルコントロール協議会での役職あるいは業務についての経験を有すること。

(イ)医師免許取得後の救急車同乗（12時間以上）を通じて、救急隊員が現場及び搬送途上で行う業務を理解していること。

(ウ)消防学校での救急隊員教育または、救急隊員を対象とする救急救命士養成所での救急救命士教育において、講義もしくはシミュレーションの指導経験を有すること。

(エ)病院前救急現場（ドクターカー・ドクターヘリ、病院救急車の同乗、その他の救急搬送などを含む）での医療経験があること。

(オ)消防機関の指示・指導医として委嘱され、オンライン・メディカルコントロールの直接的指示や事後検証・プロトコルの策定を行ったことがあること。

(カ)病院前救護の現場（地域包括医療での病院前活動や地域で行うスポーツイベントやマスギャザリングイベントなどの病院前救護や救護所など）での医療経験があること。

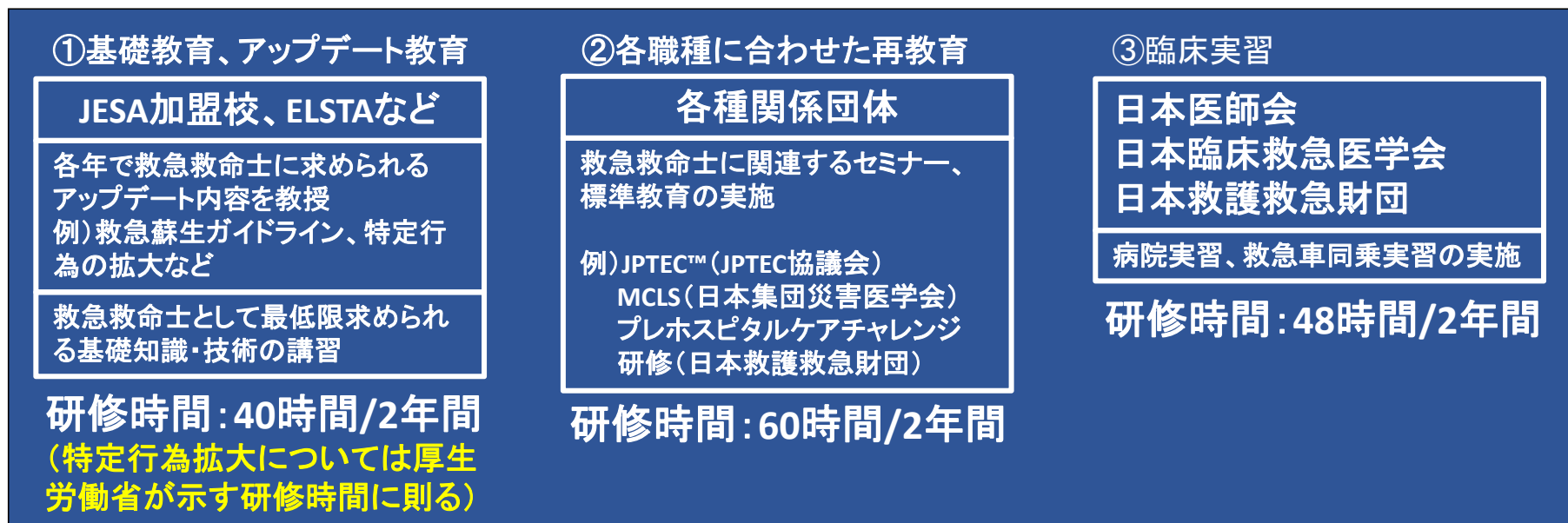
# 留意点

救急救命士法によれば、救急救命士が病院以外の現場（病院への搬送途上）での特定行為を実施することの違法性は棄却されているものの、質の担保のない無秩序な救急救命活動は、法的な問題ばかりでなく、傷病者の不利益を招き、救急救命士界全体のマイナスとなる。

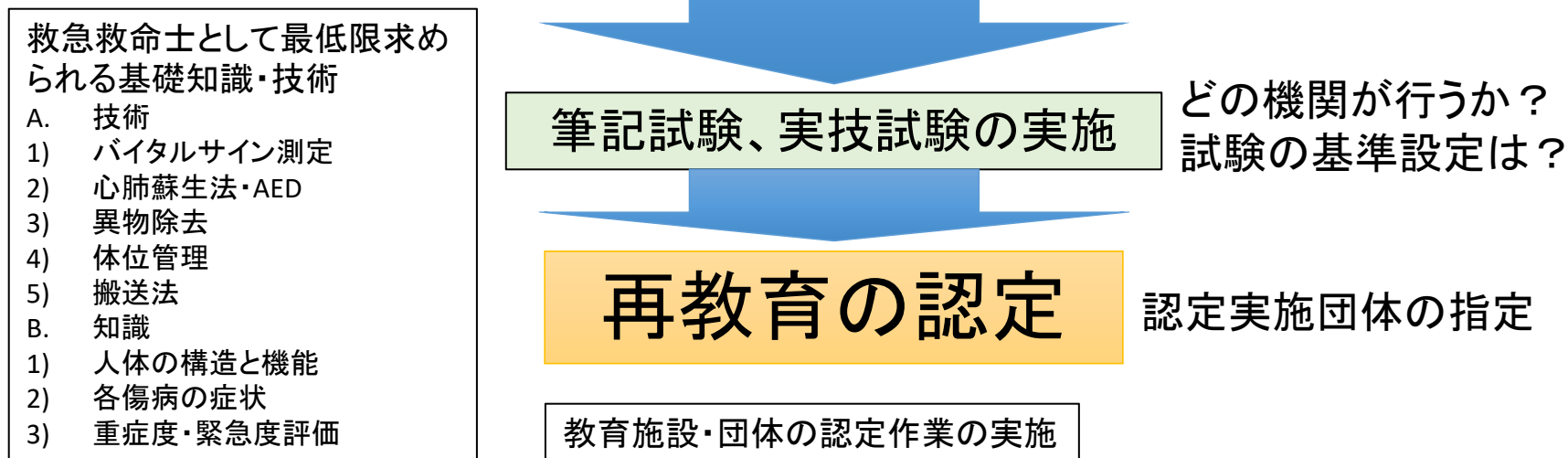
それ故、病院前救護統括体制における民間メディカルディレクターによるメディカルコントロール体制は、日本救急医学会・日本臨床救急医学会・日本医師会の監修のもと各指導省庁の協力仰ぎながら、オールジャパンの体制で担保されるものである。

実際に、民間救急救命士の指示指導を行う民間メディカルディレクターやメディカルコントロール医師には次頁の様々な業務が現在も求められている。

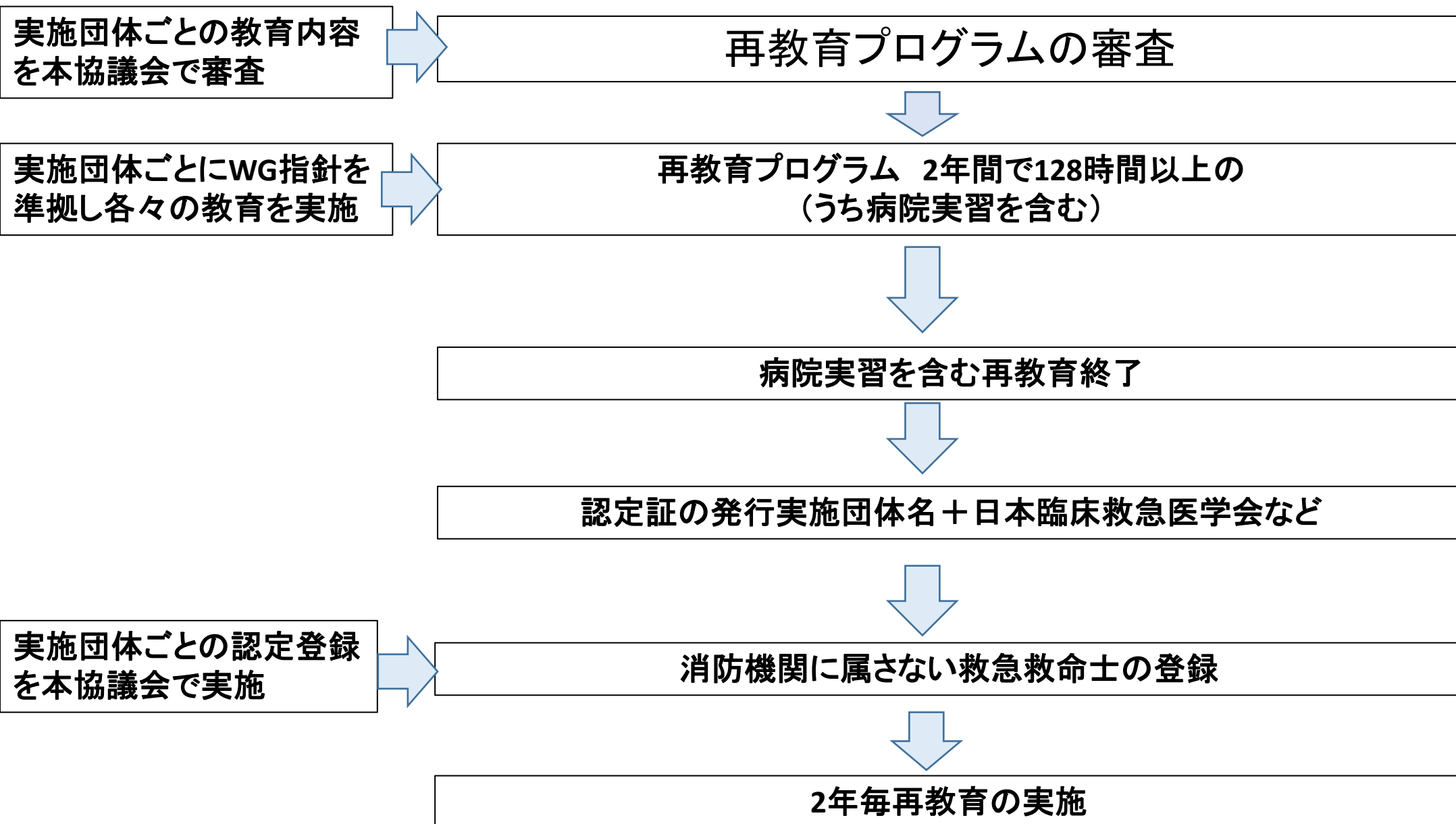
# 消防機関に属さない救急救命士に対する再教育内容(例)



特定行為を実施する者は最低128時間/2年の再教育を必要とする。



# 消防機関に属さない救急救命士に対する再教育の実施案



# 特定行為拡大教育の実施案

